

番号	1.
項目	国保料の大幅値上げと減免改悪をもたらす「国保府内統一化」から離脱すること。市として恒常的低所得者を対象とする減免制度を創設すること。未就学児の均等割軽減を拡充し、18 歳まで対象とすること。災害減免を拡充し「事業所」や「一部損壊」等も対象とすること。
(回答) 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度に国民健康保険の都道府県単位化が実施され、本市としては、令和 6 年度から府内統一保険料率等とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。 引き続き、大阪府と本市を含む代表市町村等で構成される「広域化調整会議」等において、府内統一保険料率の抑制・平準化に向けた取組等を検討してまいります。 次にこどもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和 4 年度より未就学児の均等割保険料の 5 割が公費により軽減されたところですが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。加えて、大阪府に対しまして、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っています。 また、保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して 3 割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961 福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	2. 3.
項目	2、<u>・減免申請は申請時期に関わらず年度当初に遡及して適用すること。</u> <u>・中小業者の経営不振の場合、必要書類が4種類（①減免申請書、②収入状況申告書、③所得減少事由が確認できる書類、④減少後の所得が確認できる書類）必要で、さらに②～④は収入の状況によっては国保に加入する家族全員分の提出が求められる。2023年度までは最大2種類（減免申請書、減少後の所得が確認できる書類）だったことを考えると、申請者にとってあまりに負担が大きい。年齢や経済状況、営業・生活実態等により市の求める資料に対応できない場合も少なくないことから、簡素で柔軟な運用に見直すこと。</u> <u>・即時適用が新設されたが、あまりに利用が少ない状況がある。府の保険料減免事務運用手引きには「確定申告時期まで審査を保留する取扱いが納付能力の乏しい申請者にとって多大な負担となることから、最小限度に留めること（「手引き」11ページ）」とあり、市として即時適用の申請・実行件数を増やすことが必要である。まずは申請・実行件数をきちんと把握し、原因を分析した上で、制度利用を拡大するための対応を強化し徹底すること。</u> 3、<u>被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること（「納税の猶予等の取扱要領」）。猶予制度の申請書をホームページにアップすること。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。</u>
（回答） 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところです。 市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされています。このため、所得減少減免につきましても、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出しなければならないとしているほか、減免の対象となる保険料は、特別な事由がない限り申請のあった月以降の保険料を対象としているところであり、何らかの事情により審査を保留することとなった申請者に対しては、追加書類について、必ず期限までに提出するよう勧奨しているところです。引き続き適正に実施してまいります。 また減免制度につきまして、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。 （下線部について回答）	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	2. 3.
項目	2・<u>確定申告時期まで審査を保留する場合でも、減免決定までの間は払える額での分納や徴収猶予適用などを認めること。</u> <u>減免適用保険料額を超えて納付した場合は、超過分を返金すること。</u> 3 <u>被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること（「納税の猶予等の取扱要領」）。猶予制度の申請書をホームページにアップすること。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。</u>
(回答) 納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況を十分に配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしています。 また、徴収猶予制度につきまして、本市ホームページにて周知を行っており、徴収猶予申請書についてもホームページからダウンロードすることが可能です。 保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。 保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しています。 それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。 また、必要に応じて生活困窮者自立支援制度等ほかの制度へつなぐこととしています。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872

番号	4.
項目	・世田谷区、渋谷区にならい「マイナ保険証」取得の有無にかかわらず、全ての被保険者に資格確認証を届けること。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。 なお、厚生労働省通知において、当面の間はマイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を交付することとされました。 本市の国民健康保険におきましても、当該通知に基づき、同様の運用を行っているところです。 本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	4.
項目	・1年以上の滞納世帯に対して医療機関の窓口で10割負担を課す制裁措置(特別療養費の支給)は行わないこと。万一行う場合でも、18歳未満の子どもと病気や事業の休廃止など「特別な事情」がある者は対象外であることを徹底し、機械的な運用で被保険者の受療権を侵害することがないように「納付勧奨」「『特別な事情』の聞き取り」を丁寧かつ慎重に行うこと(2024年9月20日付厚労省通知)。交付後も「特別な事情」が確認できれば直ちに資格確認書へ切り替えること。
(回答) 特別な事情もなく、長期(1年以上)にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、特別療養費の適用を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても、個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別な事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行っています。 また、特別療養費の適用後についても、「特別な事情」が確認できれば適用の対象外としています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納) 電話:06-6208-9871